

(別記9)

日中一時支援事業

(目的)

第1条 日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、高槻市が援護元となる市内に居住地を有するもので日中一時支援の支援が必要な以下に掲げる障がい者等とする。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者
- (2) 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児及び前号の精神障がい者のうち18歳未満である者
- (3) 前各号に掲げる障がい者と同等の障がい等を有する者で、所長が必要と認める者

(事業内容)

第3条 日中、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他所長が認めた支援を行なう。

(サービスを提供する者)

第4条 この事業を行うものは、次の各号のいずれかに該当する地域生活支援事業所（以下「事業所」という。）とする。

- (1) 高槻市内の事業所（高槻市から次のいずれかを受ける法人であって、高槻市において本事業の登録をした事業所）
 - ア 法第36条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 - イ 法第38条第1項に基づく指定障害者支援施設の指定
 - ウ 法第51条の19第1項に基づく指定一般相談支援事業者の指定
 - エ 法第51条の20第1項に基づく指定特定相談支援事業者の指定
- (2) 高槻市外の事業所（所在市町村において、本事業の委託又は登録を受けている事業所）

(3) その他、特に所長が認めた事業所

(支給量・単位)

第5条 日中一時支援の支給量は、月あたりの単位数で決定する。

2 日中一時支援の支給単位は、以下のとおりとする。

- (1) 4時間以下の場合、1単位
- (2) 8時間以下の場合、2単位
- (3) 12時間まで、3単位

(準用)

第6条 別記7 移動支援事業の第5条から第10条まで、第12条から第14条までの規定は日中一時支援に要する費用（以下「日中一時支援給付費」という。）の支給決定の申請等、地域生活支援事業受給者証、支給決定の変更の申請等、支給決定の取消しの通知、申請内容の変更の届け出、地域生活支援事業受給者証の再交付申請、支給決定の有効期間、請求及び支払いについて準用する。この場合において、第5条から第10条中「移動支援給付費」とあるのは「日中一時支援給付費」と読み替えるものとする。